

日 調 連 発 第 6 号
令和 2 年 4 月 1 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正及び同改正に伴う
登記事務の取扱いについて（参考送付）

令和 2 年 4 月 1 日付け日調連発第 5 号をもって参考送付しました不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第 8 号）の施行に併せ、標記準則の一部改正及び同改正に伴う登記事務の取扱いについて、法務省民事局民事第二課から別添 1 及び別添 2 のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 3 0 4 号
令和 2 年 3 月 2 7 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成 1 7 年 2 月 2 5 日付け法務省民二第 4 5 6 号当職通達「不動産登記事務
取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本月 3 0 日から施行することと
しましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応
する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(不正登記防止申出) 第 3 5 条 [略] 2 [略] 3 前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。 (1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。<u>ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。第 2 号、第 3 号及び第 4 6 条第 2 項において同じ。）をも記載したときは、登記申請における添付</u>	(不正登記防止申出) 第 3 5 条 [同左] 2 [同左] 3 前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。 (1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。<u>ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。</u>

書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。

- (2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、その添付を省略することができる。

(3) [略]

[4～9 略]

(相続人等からの申出)

第46条 [略]

- 2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前

- (2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。次号及び第46条第2項において同じ。）をも記載したときは、その添付を省略することができる。

(3) [同左]

[4～9 同左]

(相続人等からの申出)

第46条 [同左]

- 2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前

項と同様とする。ただし，規則第 70 条第 1 項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，<u>当該印鑑証明書及び資格を証する書面</u>の添付を省略することができる。	項と同様とする。ただし，規則第 70 条第 1 項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは，<u>当該資格を証する書面</u>の添付を省略することができる。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

法務省民二第 3 0 5 号

令和 2 年 3 月 2 7 日

法務局民事行政部長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記については、本日付け法務省民二第 3 0 4 号民事局長通達において通達されたところですが、これに伴う登記事務の取扱いについては、下記のとおりですので、留意願います。

記

- 1 不正登記防止申出に係る申出書に押印をした者が登記名義人若しくはその一般承継人である法人の代表者又はその代理人である場合において、その法人が会社法人等番号（商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。）を有し、当該申出書に会社法人等番号をも記載したときには、当該押印をした者に係る印鑑証明書の添付を省略することができることとされた（第 3 5 条第 3 項第 1 号関係）。
- 2 法人の代表者に不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 2 3 条第 1 項の通知をした場合において、不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）第 7 0 条第 1 項の書面に押印した者に係る法人の会社法人等番号をも記載したときは、資格を証する書面に加え印鑑証明書の添付も省略することができることとされた（第 4 6 条第 2 項関係）。